告 示

埼玉県告示第二百七号

次 旭 のとおり届出があった。 土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和五年二月二十四日

就任

埼玉県知 事 大 野 元 裕

退 任	同	同	監事	同	同		同	同	同	同	同	同	理 事	職 名
	菊	鈴	石	古	岡		篠	Щ	新	Щ	鈴	岡	進	
	地	木	Ш	谷	田		原	﨑	井	下	木	田	通	氏
		康	幸	達	忠			隆	作	_	庄	嘉	光 之	名
	稔	央	司	夫	篤		通	彦	_	美	次	男	助	
	同	同	同	同	同	ーズン	同	同	同	同	同	同	埼玉県	A -
	同 中島二丁目二十番地	吉川市大字川藤千四十一番地	北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百九十一番地	同 同 拾壱軒八十九番地	吉川市大字上内川千三百二十二番地	ズンズグランアルト三百十一号	越谷市レイクタウン八丁目十三番地二ザ・シ	北葛飾郡松伏町大字下赤岩八十番地一	同 同 川藤二千五百八十九番地	同 同 鍋小路百二十四番地一	吉川市大字川藤七百九十七番地	北葛飾郡松伏町大字田島九百五十六番地	4.県吉川市大字下内川千六百八十八番地	住 所

同

信

吉

Ш

市大字上内

川

千四百九十二番地

監事

隆

同

同

同

同

八十番地

石

幸

同

北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百九十

番 地 鈴

司 武 次

同

同

川木

同同同同同

鈴

木

庄

同

同

同

同 千八百七十二番出川藤七百九十七番地

千八百七十二番地二

出

嗣

同

同

同

南広島千五十番地

齊

忠

男

同

吉川

市大字八子新田七百五十五番地

同

尚

田

嘉

男

同

北葛飾郡

松伏町大字田島九

百五十六番地

同

田

同

上内

川千三百

十四番地 十八番地

進

通

光之助

埼玉県吉川市大字下内川千六百八

氏

名

住

所